

端末セキュリティ事故補償は、サイバー攻撃によって携帯電話やパソコン等に生じた損害に対して、修理にかかる費用を損害保険金としてお支払いします。

また、事故によって、サイバー攻撃に対応するために支出した費用をお支払いします。

- 保険契約者：株式会社NTTドコモ（以下「ドコモ」といいます。）
- 補償の対象者(被保険者)：ドコモが提供するあんしんセキュリティ（トータルプラン/スタンダードプラン）サービスの加入者で、ドコモと携帯電話回線契約を締結している者
- 引受幹事保険会社：東京海上日動火災保険株式会社
- 引受商品：サイバー攻撃による端末補償特約条項付動産総合保険
- 補償の内容：

項目		内容														
保険の対象・補償の内容	損害保険金（端末補償）	被保険者が所有する下表記載の機器（対象機器）であって、あんしんセキュリティ（トータルプラン/スタンダードプラン）サービスの各機能を利用するためのアプリケーションがインストールされ、その機能が有効になっているものが保険の対象となります。 対象機器へのサイバー攻撃によって、保険責任期間中に対象機器に生じた損害に対して、修繕に係る費用を損害保険金として支払います。対象機器ごとに、下表記載の金額を支払保険金制限額とします。 補償の上限回数：1回／年 ※サイバー攻撃とは、コンピュータシステムへのアクセスまたはその処理、使用もしくは操作に関して行われる、正当な使用権限を有さない者による不正な行為または犯罪行為（正当な使用権限を有する者が、有さない者に加担して行った行為を含みます。）をいい、次の行為を含みます。 ① コンピュータシステムへの不正アクセス ② コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為 ③ マルウェア等の不正なプログラムまたはソフトウェアの送付またはインストール（他の者にソフトウェアをインストールさせる行為を含みます。） ④ コンピュータシステムで管理される磁気的または光学的に記録されたデータの改ざん、またはそのデータを不正に入手する行為 【スタンダードプラン】 <table><tr><th>対象機器（保険の対象）</th><th>支払保険金制限額</th></tr><tr><td>①携帯電話・スマートフォン</td><td>50,000円</td></tr><tr><td>②タブレット端末</td><td>50,000円</td></tr></table> 【トータルプラン】 <table><tr><th>対象機器（保険の対象）</th><th>支払保険金制限額</th></tr><tr><td>①携帯電話・スマートフォン</td><td>50,000円</td></tr><tr><td>②タブレット端末</td><td>50,000円</td></tr><tr><td>③パソコン</td><td>100,000円</td></tr></table>	対象機器（保険の対象）	支払保険金制限額	①携帯電話・スマートフォン	50,000円	②タブレット端末	50,000円	対象機器（保険の対象）	支払保険金制限額	①携帯電話・スマートフォン	50,000円	②タブレット端末	50,000円	③パソコン	100,000円
	対象機器（保険の対象）	支払保険金制限額														
①携帯電話・スマートフォン	50,000円															
②タブレット端末	50,000円															
対象機器（保険の対象）	支払保険金制限額															
①携帯電話・スマートフォン	50,000円															
②タブレット端末	50,000円															
③パソコン	100,000円															
サイバー攻撃対応費用保険金	損害保険金が支払われる場合において、被保険者がサイバー攻撃に対応するために支出した次の費用をサイバー攻撃対応費用保険金として支払います。サイバー攻撃対応費用保険金の額は、5,000円を限度とします。 ① データ復旧費用 ② 事故の原因調査に要する費用 ③ 事故の拡大防止に努めるために要する費用 損害保険金およびサイバー攻撃対応費用保険金の合計額が支払保険金制限額を超える場合は、損害保険金とサイバー攻撃対応費用保険金をあわせて支払保険金制限額を上限に補償します。															

■ 補償受付窓口

あんしんセキュリティ補償受付センター

受付時間／午前10:00～午後6:00
(土日祝日を除く)

一般電話
などから

 0120-011-591

※一部のIP電話からは接続できない場合があります。

項目	内容	
制度の総支払限度額（1年間）	10億円 ※ 保険金の総額が10億円を超える場合は、保険金をお支払いできないことがあります。	
保険金をお支払いしない主な場合	（1）次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。 ① ドコモ、被保険者、保険金受取人またはこれらの法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害 ② 被保険者と世帯を同じくする親族の故意によって生じた損害 ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害 ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ⑤ 核燃料物質やこれに汚染された物の有害な特性またはこれらの特性による事故によって生じた損害 ⑥ 保険の対象のかしによって生じた損害 ⑦ 電氣的または機械的事故（不測かつ突発的な外来の事故に起因しない、電気の作用または機械の稼働に伴って発生した事故をいいます。）によって保険の対象に生じた損害 ⑧ ドコモへのサイバー攻撃によって生じた損害 ⑨ あんしんセキュリティ（トータルプラン/スタンダードプラン）サービスを利用するためのアプリケーションの提供元であるMcAfee LLC.、トビラシステムズ株式会社またはその関連会社へのサイバー攻撃によって生じた損害 ⑩ ソフトウェアまたはプログラム等の無体物に生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合は、この規定を適用しません ⑪ 置き忘れ、紛失によって生じた損害 ⑫ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害（消防または避難に必要な処置 によって生じた損害を除きます。） ⑬ 詐欺または横領によって生じた損害 ⑭ 保険の対象に加工を施した場合、加工着手後に生じた損害 ⑮ 保険の対象の修理、清掃、解体、据付、組立点検、検査、試験または調整等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害（火災または破裂・爆発が発生した場合を除きます。） ⑯ 被保険者等の同居の親族、別居の未婚の子、同居人、留守人または使用人等が自ら行い、または加担した事故の発生によって生じた損害 ⑰ 保険責任期間の開始前に生じた損害 ⑱ 被保険者等による窃盗、強盗または背任行為その他の犯罪行為（ただし、過失犯を除きます。）によって生じた損害 ⑲ 次の行為によって生じた損害 ア. 被保険者等が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行為 イ. 被保険者等の指図により被保険者等以外の者によって行われた行為 ⑳ 人工衛星またはこれに搭載された無線設備等の機器の損壊または機能障害によって生じた損害 ㉑ あんしんセキュリティ(トータルプラン/スタンダードプラン)サービスを構成する機器、ソフトウェアまたはプログラムのかしによって生じた損害 ㉒ あんしんセキュリティ(トータルプラン/スタンダードプラン)サービスの利用停止期間中の事故によって生じた損害 （2）被保険者が正当な理由がなく、事故の発生を知った後に遅滞なく事故の発生について警察またはその他の公の機関に対して届け出を行わなかった場合は、保険金を支払いません。 等	
補償期間（保険責任期間）	保険会社が保険責任を負う期間（保険責任期間）は、被保険者ごとに、下表記載のとおりとします。	
	補償開始日 （保険責任期間の始期）	補償終了日 （保険責任期間の終期）
	あんしんセキュリティ（トータルプラン/スタンダードプラン）サービスの契約開始日の翌日の午前0時	あんしんセキュリティ（トータルプラン/スタンダードプラン）サービスの契約を終了した時

■ 補償受付窓口

あんしんセキュリティ補償受付センター

受付時間／午前10:00～午後6:00
(土日祝日を除く)

一般電話
などから

 0120-011-591

※一部のIP電話からは接続できない場合があります。